



議会だより



深まりゆく秋 そうだ!まつりに行こう!

- 令和4年9月定例会……………P2
- 第3回臨時会・令和3年度決算報告……………P3
- 一般質問……………P5
- 総括質疑……………P10
- 委員長報告……………P11
- 議会基本条例……………P13
- 『隠岐の島町議会基本条例』討論……………P14
- 請願・要望……………P17
- 特別企画 隠岐水産高校・隠岐高校……………P18～19
- 採決状況……………P20



双葉保育園ではシトラスリボン運動に取り組んでいます。リボンが人の心を繋ぐ架け橋になることを願って誰もが安心して過ごせる社会を目指しています。

9月定例会

9月定例会は9月15日（木）から29日（木）まで、15日間の会期で開催され、令和4年度一般会計・特別会計の補正予算9件並びに、条例の一部改正・廃止7件、工事請負契約締結4件の他、令和3年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定13件など、計33件の議案及び、諮問2件を全会一致で原案通り可決、認定、同意しました。

また、受理した請願1件、要望1件は採択し、継続審査の要望1件は、不採択（一部採択）とし、議員発議で上程された隠岐の島町議会基本条例（施行日令和5年1月1日）は、賛成多数で可決しました。

町政に対して8名が一般質問を行い、議案に対し3名が総括質疑を行いました。

主な補正予算

新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業 2億4,050万円

本年4月からの新型コロナウイルス感染拡大、飲食店の利用制限の要請等の影響により、売り上げが減少している町内の飲食業、小売業等の事業継続を支援するための町独自の給付金。

対象業種(207)

- ・飲食業(81) ・食品製造業(11) ・宿泊業(33)
- ・小売・卸売業(54) ・交通・観光関連業(28)

航空機利用促進対策事業 2,200万円

- ・隠岐⇄大阪便運賃助成 200万円
 - ・隠岐⇄出雲便運賃助成 2,000万円
- 行動制限解除等により、島民の航空機利用者が増加したことによる運賃補助の増額分。

海上交通維持対策事業 4,200万円

行動制限解除等により、島民のフェリー、高速船利用者が増加したことによる運賃補助の増額分。

林業振興事業 796万円

- ・木材乾燥施設更新機材高騰補助 500万円
- ・森林作業道開設支援補助 296万円

介護・福祉サービス事業所等の車両購入補助 125万円

車両購入申請が4事業者（5台）⇒5事業者（7台）に増加したことによる増額分。

工事請負契約の締結

五箇中学校受電設備更新・特別教室空調整備工事

5者による指名競争入札で、有限会社旭電機が7,238万円で落札。

中村浄化センター建設工事

5者による指名競争入札で、株式会社金田建設が5億5,500万円で落札。

3災1900号町道油井21号線①道路災害復旧工事

15者による指名競争入札で、徳畑建設株式会社が6,539万5,000円で落札。

油井漁港〔蔵田地区〕ケーソン製作工事

4者による指名競争入札で、徳畑建設株式会社が1億4,740万円で落札。



五箇中学校特別教室(調理実習室)

人権擁護委員推薦

たけばやし ゆきまさ

・竹林 行政 氏

任期：令和5年1月1日～令和7年12月31日

とりもと さちえ

・島本 幸枝 氏

任期：令和5年1月1日～令和7年12月31日

第3回 臨時会

8月1日（月）第3回臨時会を開催し、令和4年度一般会計・特別会計の補正予算2件及び、物品購入契約締結1件、和解について1件を全会一致で原案通り可決しました。

主な補正予算

新型コロナウイルス対策水産事業者 支援事業補助金 2,000万円

水揚げ箱数の制限と価格低下の影響を大きく受けているバイ籠漁業4事業者の経営を支援するもの。

物品購入契約の締結

西郷歯科診療所医療機器購入 1,958万円

13者による指名競争で、株式会社東歯科商店 松江支店が落札。

福祉介護事業所原油価格高騰対策事業補助金

2,194万円

燃油価格の高騰下における、福祉介護事業者の経済的負担の軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保するもの。

消費喚起・物価高騰対策商品券発行事業

1億4,786万円

町民1人あたり1万円分の地域応援商品券を配付し、地域経済の活性化と家計支援を図るもの。



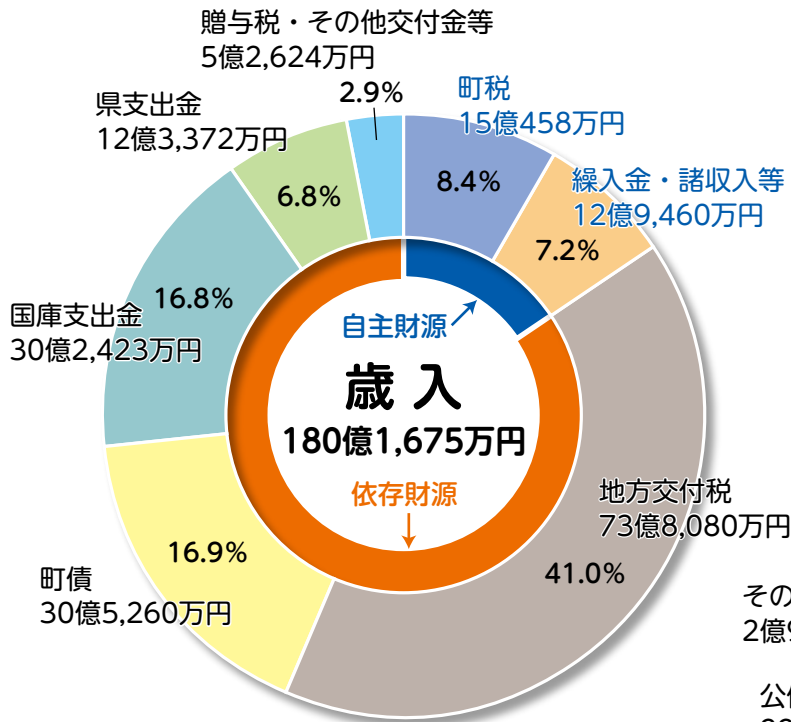
令和3年度 歳入歳出 会計決算を認定

一般会計・特別会計(11会計)・上水道会計(企業会計)決算額 一覧

区 分		歳入決算額	歳出決算額	形式収支額
一 般 会 計		180億1,675万円	176億9,465万円	3億2,210万円
特 別 会 計	国民健康保険事業	20億3,807万円	19億8,770万円	5,037万円
	国民健康保険施設(中村診療所)	9,673万円	9,549万円	124万円
	国民健康保険施設(五箇診療所)	1億2,470万円	1億2,362万円	108万円
	国民健康保険施設(都万診療所)	1億1,567万円	1億1,461万円	106万円
	下水道事業	15億8,643万円	15億8,618万円	25万円
	駐車場事業	2,090万円	2,072万円	18万円
	訪問看護事業	2,560万円	2,475万円	85万円
	布施へき地診療施設事業	4,018万円	3,983万円	35万円
	五箇へき地診療施設事業	1,120万円	1,046万円	74万円
	中財産区	1,414万円	14万円	1,400万円
	後期高齢者医療保険事業	4億2,326万円	4億1,960万円	366万円
	特別会計(合計)	44億9,688万円	44億2,311万円	7,377万円
一般会計・特別会計(合計)		225億1,363万円	221億1,776万円	3億9,587万円
上水道事業(企業会計)		5億9,434万円	5億8,436万円	998万円

注：万円単位表示により収支額等に不一致あり

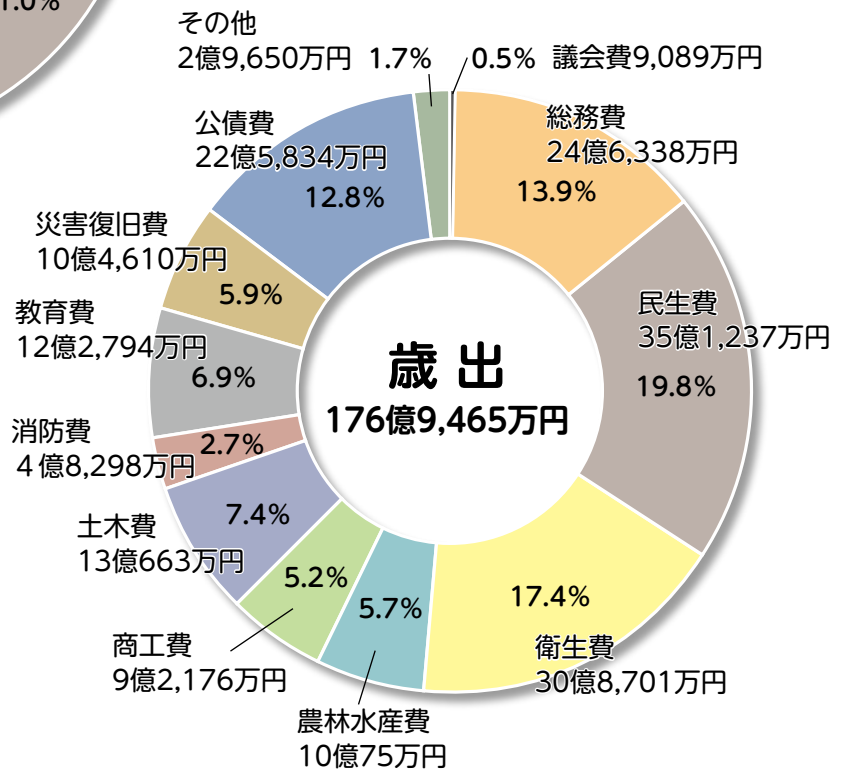
令和3年度 一般会計 歳入・歳出 決算 内訳



繰入金・諸収入等の内訳 (12億9,460万円)

・分担金及び負担金	1億8,430万円
・使用料及び手数料	3億5,945万円
・財産収入	2,097万円
・寄附金	4,414万円
・繰入金	1,837万円
・繰越金	1億5,835万円
・諸収入	5億 901万円

目的別支出



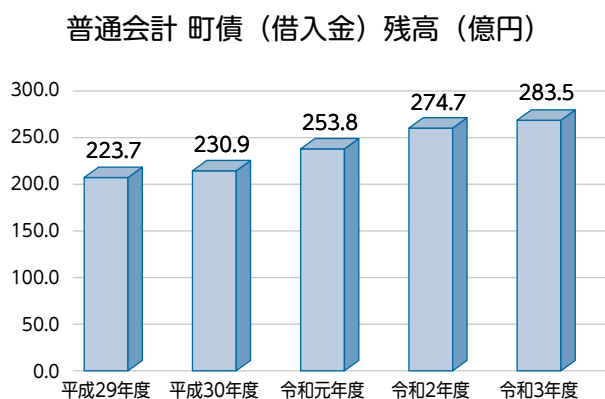
令和3年度決算の特徴

2年続きの豪雨災害復旧費や前年に引き続きコロナ対策関連経費の発生等の影響を受け、通年と比較し決算規模は大きくなったが、地方交付税の増額や特定財源が確保されたことにより、基金は隠岐の島町応援基金のみ取り崩し、基金全体で3億8,718万円の積み立てができた。

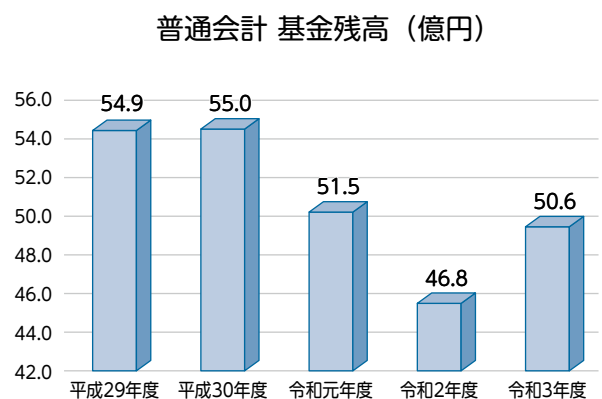
しかし、財源不足を補うための町債の発行額は、令和3年度も償還額(公債費)を上回り、今後も厳しい財政運営が続くと予測されている。

持続可能な財政運営の確立のため、国の補助制度の活用や新たな財源確保、民間活力の導入などに努めなければならない。

町債発行残高・基金残高の推移 (普通会計)



健全な財政運営を維持するためには、行財政改革の推進も不可欠である。



● 町債の発行残高は前年度より8億8,436万円増加し、基金(貯金)は3億8,718万円の増加となりました。

町長

……町長答弁

問

……議員質問

町政に問う！ 一般質問



3年ぶりの一夜嶽牛突き大会

紙面上、質問と答弁は要約した内容になっております。
全文記録は議会事務局にあり、ホームページにも掲載しています。
またYou Tubeにて動画も公開しており、スマホや
タブレットから右のQRコードを読み取ると簡単に
アクセスできます。



問 全国的に介護者（ケアラー・ヤングケアラー）支援について注目されている。特にヤングケアラーは孤独やストレスを感じるなど知らないうちに学業や就職、友人関係、そして自分の心や体調にも影響を及ぼす。国はヤングケアラー支援を骨太方針に明記し、実態調査や職員研修に関連する経費に予算措置をし、今後もヤングケアラー支援の強化をしていくと示した。ケアラー・ヤングケアラー

A調査、周知を行っていききたい。

Qケアラー、ヤングケアラーへの調査及び支援策を。



あべ だいすけ 議員
安部 大助

についての見解と今後の取り組みは。

町長 ケアラー・ヤングケアラーの認知度は高いと言えないが介護者が一人で抱え込むことがないよう各部署で対応している。ヤングケアラーについては現状把握はしておらず調査と周知を行っていく。

ケアラーとは

こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアが必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

ヤングケアラーとは

家族にケアを要する人がいる場合に、家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを言います。ケアが必要な人とは、主に障がいや病気のある親や高齢の祖父母を指します。

子どもが大人のするようなケア責任を引き受け、家事や弟・妹の世話、祖父母の介護等をせざるを得ない状況に置かれてしまうということです。

Q地域包括ケアシステムの業務移行を。

A今は課題もあり現体制で進める。

問 地域包括ケアシステムは、高齢者の住まい・介護・医療・予防・生活支援を目的に、地域包括支援センターが中心となり進めているが、業務量の多さから社会福祉協議会に移行すべきと思うが。

町長 地域包括ケアシステムについては、多様化する課題に向け人員配置も改めて考えていく必要があると感じる。社会福祉協議会への業務移行は理想だが、課題もあり現段階では移行は考えていない。





藤野 定幸 議員

Q平成29年度から令和3年までの財政運営の評価は。

A限られた財源で景気対策に取り組んだ。

問 新庁舎などの大規模事業、豪雨災害、コロナと大変な中で、財政運営を行った結果、普通会計の地方債残高は60億円増えて、283億円になっているが5年間の評価は。自主財源をどう増やすか。

町長 限られた財源の重点配分を行い、持続可能な財政運営の確立を目指し、町の景気対策、活性化の施策に取り組んだ。自主財源の確保は重要な課題である。緊張感を持つ

て財政運営の舵取りをする。

問 「中期財政計画」では、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率などの数字が悪化している、事業費は公金であるという意識を徹底し、予算削減に取り組むべきだ。

また、外部委託が余りにも多すぎる、企画立案できる職員を増やし、外部委託の予算削減をすべきと思うが。

町長 将来負担等を注視し、健全な財政運営に努め、事務事業の見直し、事業の優先順位の選択を行い、徹底したコスト意識とメリハリのある予算編成をしている。

問 第一次産業の活性化と、6次産業化を図るべきである。「ふるさと納税3億円」を目指せ。

町長 「第一次産業の再生」と、「ふるさと納税」を増やす様に取り組んでいる。



Q透析患者の現状と課題、行政の取り組みは。

A助成事業を行っている。

問 透析患者は、通院に苦慮されているが、現状についての見解は。

町長 色々な問題点を、保健福祉課と隠岐病院で把握に努めている。現在「腎機能障がい通院費助成事業」で透析患者へ3万円の助成を行っている。今後も隠岐病院と協議し、課題解決につなげて行きたい。



村上 謙武 議員

Q高潮による住宅地浸水被害の防止対策は。

A県と協議を行いながら有効な対策を行っていく。

問 台風11号の通過により、異常な高潮が発生し、港町の八尾川沿いの地区では道路が冠水し、家屋の浸水被害が発生した。住民と消防団がブルーシートと土のう等を用いて浸水防止処置作業を行ったが、シートや土のうの不足により防水作業がかなり遅れた。

今後も高潮等で浸水被害が起こる恐れのある地域住民の負担や不安感を軽減するため

に、町は早急に対策をとるべきと考えるが。

町長 高潮被害による港町周辺の冠水状況については私も現地に入り確認した。

家屋への浸水防止対策として、土のうとブルーシートによる防水処置は即効性があるので、地区集会所敷地内などに土のうを常備できるかについて、港町に限らず、西町、西田地区など高潮被害の心配される地区と協議するよう指示した。

問 今回、八尾川沿いの道路が冠水した場所は、港町の愛の橋周辺の区域であり、橋の架け替え工事

に伴い、道路等の整備が必要とされる区域でもある。道路の冠水や家屋の浸水に対して具体的にどう対処すべきかを県と十分協議を行いながら、家屋の浸水防止に有効な対策工事を橋の架け替え工事と同時に進んで行っていくべきと考えるが。

町長 高潮時の冠水に対する改善策については、すでに県と協議を行っている。

愛の橋の架け替え工事と同時に有効な浸水防止対策工事については、県と協議しながら進めたいと考えている。





まきの まきこ 議員
牧野 牧子

Q 浸水被害防止や日常生活の中に潜む危険箇所の対処を。

A 自助・共助のできる地区を増やすことが安全安心なまちづくりに繋がる。

問 今年9月6日の台風11号で、昨年8月の豪雨災害で起きた港周辺などの浸水被害の経験が活かされず土のう不足など備えは不十分だった。その後到来した台風14号では事前対応が成されていた。

しかし、各地区の危険箇所の確認や地元消防団などと住民との連携が必要だったのではなかったか。

町長

自然災害による浸水被害はあらかじめ発生が予測できる。過去の経験を活かす。過去の常備など地区と協議するよう指示をした。自助・共助のできる地区を増やすことが身近な危険箇所を減らしていくことになり安心安全なまちづくりにつながっていく。地区での避難訓練や防災学習会など行政として支援できることを含め働きかけていく。

問

自然災害は経験して初めて困難や不具合に気づき、次にやって来る災害防止に役立つものだと思うている。しかし、通学路や子どもの遊び場付近の蓋の無い側溝や、白線が消えかかっている。



早急な高潮対策を

る横断歩道など、日常生活内に潜む危険箇所などは、管轄の違いや予算が付かない等の理由で、「相談しても対応してもらえない」と、住民の方々の声を聞く。

身近に潜む危険箇所の問題解決のために、もっと住民の話しに、寄り添って対応してはどうか。

町長

危険箇所については予算云々でなく対応する。個々の危険箇所は担当部署として地区に出掛けるようにしていかなければならないが、全て把握は難しい。集会所単位でも話し合いをして頂き、地区からの声を積極的に挙げて頂ければと思う。



さいとう のりこ 議員
齋藤 則子

Q 地域資源の経済的活用を。

A 人材活用も含め検討する。

問

各地域の文化的資源を活用して旧町村の特徴を生かし、利益を生む経済活動を目指すべきと考え。その為には役場職員の意識を高めることが必須だと、ある町民からご意見を頂いた。

後継者不足が常態化している今、地域遺産を持続可能にしていくことが本町の重要課題だが、その有効手段として役場職員がこのことを自分ごとと認識し各人が集落支援員として意識・行動していくような組織作りを考え

ではどうか。

町長

役場職員が積極的に地域に出かけていく事は重要で、理屈よりも実践、現場感覚を養う必要がある。「地域担当職員制度」を設けてあるが、ほぼ機能していない。

問

地域に出掛け、問題解決に取り組む「行動できる職員」の育成について、協議・検討中だ。長野県では今年度から全国初の取り組みとして、担い手不足解消の一助に職員の副業を解禁し、勤務外時間に高原野菜等の農業支援するというのが、本町でもこれを考えてみてはどうか。

また総務省は地域おこし協力隊員を大幅に増員すると表明している。五箇を例にとれば、「花の里づくり」が成功し、しゃくなげ園、エビネ園、ぼたん園の今がある。この花の里と郷土館・古民家・温



ぼたん園再生に取り組む皆さん

町長

長野県のような産業面での職員の副業解禁は考えていない。

3花園の今後については集落支援員を中心に協議・検討をしている。



おかだ ともこ 議員
岡田 智子

Q 提言する「ウェルビーイング（幸福度・満足度）」に対する町長の見解は。

A 住民にとって、本
当に必要で満足な
ものができるよう
取り組みたい。

問

新たな日常に向けた考え方として「ウェルビーイング（幸福度・満足度）」が拡がりつつある。国は、経済的豊かさに加え、社会の豊かさや人々の生活の質・満足度等に注目することは有意義であると考え、昨年6月の『成長戦略実行計画』において「国民がウェルビーイングを実感できる社会の実現」を明記し、幸せを測る

新しい指標を提唱した。本町も、住民の幸福や社会的豊かさを測り、政策の成果や要因を見える化する。ことで、幸福度と満足度の向上に寄与する「ウェルビーイング」の導入を提言するが、町長の見解は。

町長

本町では、第2次総合振興計画と「良かったが響くまじの実現」、そして、SDGsを関連付け、様々な施策に取り組んでいる。

これら全てが人口減少の抑制を目指すものであり「隠岐の島町に住み続けたい」と思っていただけることが重要であると認識している。そのためには「良かった」「好きだから」といった、目には見えない感情を満足度という形で「見える化」すること、新たな施策の企画立案等、参考になるものと考えている。そして、国の方針が

明確になった際には、第2次総合振興計画等に盛り込むよう検討し、住民にとって、本当に必要で満足なものができるよう取り組みたい。

問

満足度や幸福度を調査するための実証事業を。

町長

早速の実施は見えない満足度や幸福度を「見える化」という点で、一つの方策であると理解する。

“幸せを測る新しい指標”

Well-being（ウェルビーイング）とは

より良い人生をおくるための新しい価値観として、今注目を集めている言葉です。世界保健機関憲章の「健康」の定義から発展し、幸福で、身体的、精神的、そして、社会的、全てにおいて満たされた状態を意味しています。



いしだ しげのぶ 議員
石田 茂春

Q 職員採用試験のあり方を見直ししては。

A 専門職については、
見直しを検討する。

問

隠岐の島町では毎年職員を募集し、数名の職員を新規採用している。

試験内容が職種によつては、教養試験、専門試験、職場適応性検査等が実施され、国家試験資格者の受験者もすべての試験を受けるようになっている。隠岐広域連合では、医療関係者を募集する場合は、作文・面接試験のみであり、すべて国家試験資格者である。本町も国家試験資格者については、医療関

係者と同じ試験内容にすべきと考えるが町長の考えは。

町長

本町の令和4年度職員採用試験については、役場職員として必要な一般的知識や知能を確認するために、募集する全ての職種において、島根県町村会が実施する「島根県町村会等職員採用統一試験」を利用した教養試験を行う予定としている。

また、県内の全ての町村においても、専門職を含む職員採用試験に際し、例年、本町と同様な方法による教養試験を実施している。しかしながら、全国的に地方自治体における専門職の担い手不足や定員割れが深刻化している中、採用試験の受験資格の緩和や試験時期の前倒し、筆記試験の撤廃などに取り組み自治体が増加しており、県内では松江市が本年度より専門職の教

養試験を能力検査に変更したと伺っている。本町としても、募集する職種に欠員が生じることのないよう、専門職における教養試験の撤廃も含め、一人でも多くの方に受験していただける職員採用試験の実施方法を検討していきたい。





まえ だ よし き
前田 芳樹 議員

**Q 移住定住促進策で
Uターン者向けの
支援増強を。**

**A Uターンを促進さ
せるきめ細かな取
り組みをしていく。**

問

町民の大多数も
Uターン当事者
も移住定住支援制度の
細部もしくは全容を理
解できているとは言え
ない。支援制度の周知
が不足しているのでは
ないか。

人口減少に歯止めは
掛からず、毎年200
人超の減少傾向が続い
て来た。ここで一念発
起をして、関東関西圏
域からのUターン者に
的を絞って支援制度の
広告宣伝を増加させて
はどうか。

町内の全世帯に詳細
な制度資料を配布する
とか、各家庭から子息
を呼び戻してもらうと
か、格段の取り組みが
必要では。本町独自の
上積み支援策を企画し
て、定住率が良いU
ターン者向けの周知活
動を増強してはどうか。

町長

きめ細かな対応
を行い、Uター
ンを促進させる取り組
みをしていく。移住定
住情報の発信は、まだ
まだ強化する余地はあ
る。本町独自の施策と
して定住奨励金、住宅
改修補助金、家賃補助
金を交付する仕組みに
している。

**Q 移住支援金受給の
就業対象事業所の
登録増加を。**

**A 対象企業の登録を
働きかけていく。**

問

東京23区内に5
年以上居住して
いた50歳未満の人が島

根県内に移住した場合、
登録された対象法人に
就業した時に、2人以
上の世帯には100万
円、単身の場合には60
万円の「移住支援金」
を交付する移住支援制
度がある。

就業機会の受皿は大
きく広げておかなけれ
ばならない。昨年度に
は52の島内事業所が求
人をしていたというが、
どこに就職しても移住
支援金受給ができるよ
う島内事業者に登録を
指導してはどうか。

町長

現在、本町では
7つの事業所が
移住支援金の対象求人
として登録している。
6つの要件をクリアし
ていて島根県に申請を
すれば簡単に対象事業
所になれる。
雇用促進協議会と一
緒になって対象企業の
登録を積極的に働きか
けていく。

広報研修会に行ってきました

令和4年8月25日にホテル白鳥(松江市)にて開催され
た市町村議会広報研修会に委員1名が参加しました。

14の市町村から議員、事務局員74名が参加し、
PRDESIGN JAPAN(ピーアールデザインジャパン)株式
会社 代表取締役 佐久間智之氏を講師に迎え、議会広報
のデザインについての講義と、午後からは各市町村が提出
した議会広報誌の添削が行われました。

デザインについての講義は、議会広報誌が議員や議会
の為ではなく「住民」の為にあること、また全国の広報誌の
先進自治体の事例紹介も併せた議会広報誌の役割につい
て講義されました。またUD(ユニバーサルデザイン)フォ
ントを広報誌に用いる重要性についても指南頂きました。

隠岐の島町議会だよりにつきましても、UDフォントを使
用することは視覚にハンデを持っている人のみならず、老
若男女すべての人が読みやすい広報誌になることから、令
和4年夏号(第68号)よりUDフォントの使用を開始しており、
より一層親しみやすい議会だよりになるよう心掛けて
いきます。



UDフォント(ユニバーサルデザインフォント)とは

多くの人に分かりやすく、読みやすいように
工夫されたフォント。

近年では高齢化にともなって、細かな文字
や小さい文字が読みにくいといった人が増えて
いることや、社会全体がより多くの人にとっ
て暮らしやすいユニバーサルな社会を目指し
ていることから、UDフォントの重要性は高
まっています。

補正予算・条例などを
チェック!

総括質疑

質問した議員 ○大江 寿 ○石田 茂春 ○村上 謙武

紙面上、質問と答弁は要約した内容になって
おります。全文記録は議会事務局にあり、
ホームページにも掲載されています。

また、YouTubeにて動画も公開
しており、スマホやタブレットか
ら右のQRコードを読み取ると
簡単にアクセスできます。



飲食業・小売業等事 業継続支援特別給付 金について

大江議員 対象要件に

「売り上げの減少率」がある。各業種により下がった要因はさまざまだと思うが、減少率を総合的に決めた経緯と理由は。
商工観光課長 商工会と合同で本年2月から影響調査をし、これを元に制度の検討をした。調査結果をベースに置きながら関係する機関とも情報交換し、業種によつての濃淡は確かにあるということも承知だが、総合的に減少率の要件を設定するやり方が、分かりやすくスピーディーであると判断した。

大江議員 陽性者や濃厚接触に伴う休業や営業時間短縮を受け入れ縮小などを対象にしなかつた理由は。

商工観光課長 そついつ

た理由によつて事業活動が仮に制限された場合も結局は売上に影響を及ぼ

すことから、売上減少率を設定とした。

大江議員 このような状況の中で、頑張つて売上

を上げた事業者には。

商工観光課長 今回の

要件に合致しなければ無しとなるが、今後、通常の状況に近いところまで持ち直している事業所に對しては、店舗の魅力アップ対策にかかる経費の支援などアフターコロナ対策は考えている。動向に注視し、必要に応じた対策をしていきたい。

石田議員 対象業以外

の業種の支援についてはどう考えているか。

商工観光課長 商品券

など消費量を動かすための支援を進める。国・

県の動向を注視して事業者に情報提供をする。

石田議員 対象者の事

業継続の意思等は、どのような方法を取っているか。また、町税を

滞納していない者として

いるが公共料金の滞納者は良いのか。

商工観光課長 事業継

続の意思確認は誓約書とヒヤリングと、町税の滞納確認のみである。

石田議員 公共料金等の滞納も含めるべきと考えるが。

副町長 今後検討する。

石田議員 申請受付期間が12月末までになつ

ているが、年内に支給は出来ないのか。

商工観光課長 準備が

でき次第、事務手続きを行い、申請書受付後は速やかに給付金を支給するので、年内には

ほぼ支給ができると考えている。

ファイリングシステム 現場実地指導について

村上議員 現場実地指

導を年度内に2回実施する理由は。

総務課長 現場実地指

導は平成29年度から令和3年度までの5ヶ年

間で合計23回行う予定であったが、コロナ禍

の影響で令和2年度、3年度は2回ずつ行う

予定が1回ずつしかで

きず、2回分でできなかった。

令和4年度は当初予算で1回分を予定して

いたが、今回補正で1回分を追加し2回することとした。

村上議員 1回当たりの実地指導の実施日数

は。

総務課長 1回の指導

期間は受講する職員の数によつて誤差はある

が、大体3日から5日ぐらいである。

村上議員 オンライン

リモートで実地指導を行うことはできないか。

総務課長 実地指導であるので、現地で直接指導して頂くことが基本だと考える。



実地研修会のようす

隠岐水産高校の寮 建設スケジュールに ついて

村上議員 寮の供用開始が令和6年10月末となっているが、設計業務に10ヶ月も要する理由は。

工期を短縮し寮の供用開始を少しでも早めることは不可能か。

総務学校教育課長 寮

の建築面積が約1000㎡あり、公共工事に

係る基本的な積算マニユアルに沿つて設計

業務を積算すると約10ヶ月を要することが

判明した。

寮の供用開始を令和6年4月に間に合わせ

たいという思いはあるが、適正な業務期間

をもつて発注すべきと

判断した。



当委員会に付託された令和4年度補正予算および令和3年度一般会計、特別会計決算、条例の一部改正等の議案は審査の結果、原案通り全て「可決・認定すべし」、としたので、主なものを報告する。

寄付者が納得のいく「ふるさと応援基金」の使い道を！

審査の状況・結果

◆福祉・介護サービス事業所等の車輛購入費補助金

福祉・介護サービス事業所等における利用者サービス提供を行うにあたり、老朽化した車輛の計画的な更新を支援する補助金である。当初予算では4事業所5台を見込んでいたが、5事業所7台の申請を受け予算額に不足が生じたため、予算を増額するものである。

委員から「財源をふるさと応援基金から充当しているが、ふるさと納税での寄付金を物品購入補助に充当するのは不適切ではないか」「なぜ財源を基金から充当したのか」「通常経費でまかなうことができないのか」など、いろいろな意見があった。執行部からは「ふる



さと応援基金条例に基づいて充当したとは思っている。中には使用目的の指定があるものもある。目的に反することなく使用はしているつもりだが、寄付者の意向への反映をもう少し徹底していきたいと思う」との回答であった。

◆町税滞納整理方針
令和3年度の収納率が前年度の実績を上回り、掲げていた目標を達成できたこと、徴収対策の見直しなど努力の成果が出たことに対して、委員会として敬意を表したいと思う。

所管の調査事項

◆各学校通学路の安全確保

今回の台風による通学路周辺の倒木など被害が生じた報告から、委員会では、通学路の安全確保においては「防災行政」にも関わることでもあるので、常日頃からの点検と早めの対応を心がけていただきたいと指摘した。



隠岐水産高校

◆県立高校施設（隠岐水産高校寄宿舎）整備事業

6月補正で予算化を進めていたが、事業スケジュールを精査したところ設計業務に要する期間が約10ヶ月かかるということから、今年度末までに完了しない見込みと判断した。

共同下宿を町内の業者と協議しながら確保に努めているとの説明があった。

委員会では、寄宿舎の設計にかなり時間を要しているようだが、工事期間の生徒受け入れに支障の無いように心がけていただきたいと指摘をした。

適正な業務期間を以て発注すべきだという考えから予算を繰り越すことに至った。また、完成するまでの令和5年度、6年度の生徒受け入れ体制であるが、



町内事業者への迅速で適切な支援と農林業者への経営支援を!

審査の状況・結果

◆一般会計補正予算

飲食業・小売業等
事業継続支援特別
給付金

新型コロナウイルス感染症拡大及び、島根県からの飲食店の利用制限の要請等の影響により、売り上げが減少している、町内の飲食業、小売業等の事業者に対して、事業の継続を町独自に支援するものである。

事業者からの申請受付期間は、令和4年10月下旬から12月下旬の間を予定しており、給付開始は、申請書類を受領し審査が済み次第、順次給付していく。

委員から「コロナの影響等で閉店している事業者に対し、事業継続の意思確認はどのように行うのか」との質疑があり、担当課より「商工会と連携しながら訪問等を行い、事業継続の意思確認を行う」との説明を受けた。

所管の調査事項

◆農林業の経営支援と振興策

コロナ禍の影響により厳しい農業経営が続く中で、世界情勢の急変により、燃料や肥料、家畜飼料等の価格が急騰し、本町でも農業経営を取り巻く環境が急激に厳しさを増してきた。

隠岐の島町農政会議、JA島根隠岐地区本部からは、町独自の支援を求める切実な要望が議会にも提出されており、委員会では今後の町の支援策等について担当課に質疑を行った。

委員会では、国や県の支援策の具体的な内容や、町独自の支援規模、支援の対象要件等に関して質疑が行われたが、町独自の支援策については現在検討中であり、11月の臨時会で支援策に関する補正

予算を計上する予定であるとの説明を受けた。

また、本町農林業の振興を図るために「隠岐の島町農林業振興計画」を策定し、具体的に目に見える形での振興策を推進すべきとの指摘をしたが、これに対し、今後検討していくとの返答があった。

◆西郷港周辺地区整備計画

西郷港周辺地区の整備計画を推進していく「アイノマゲート推進協議会」の組織体制について担当課より説明を受けた。

委員から「中町地区との連携を図る上で、アイノマゲート推進協議会のメンバーに、中町自治会の代表を入れるべきではないか」との意見に対し、「地権者の代表3名がメンバーとして入っており、地区との連携は図れる」との説明があった。



整備予定の中町地区

また「西郷中町連合会との協議がされていないのではないか」との指摘に対し、「今後、話し合いの場を設け協議を行っていききたい」との返答があった。

町は、西郷港周辺地区の西町、東町、港町地区に対しても整備計画について話し合いの機会を作っていない状況にあるため、西郷港周辺の自治会とも連携を図りながら整備を進めるよう、委員会として指摘した。



隠岐の島町議会基本条例を 制定しました



議会基本条例（案）を議長に提出 9月14日

議会基本条例策定特別委員会は令和3年6月定例会において設置が議決され、6名の議員が委員となり、これまで34回の委員会を開催しました。条例を策定するにあたって、まず議会基本条例に関する基本的な考え方や、条例作成の知識を深めるために議員全員参加の研修をしました。その後、議会だよりにおいて、議会基本条例の趣旨及び、研修内容について、町民に発信し、さらに町民の議会に対する思いや評価の把握と、基本条例にどう反映させていくかを調査するため、町民アンケートを実施しました。現状を検証する中で、『町民から必要とされ、信頼される議会』を大きな目標とし、目標を達成するために『開かれた議会、町民参加の議会』を目指すべきとの結論に至りました。まず、開かれた議会の実現に向けては、議員間の自由討議や委員会審査の積極的な公開を盛り込み、議員同士で討議し、議決に至るまでのプロセスをより分か

りやすくする必要があるとの視点で協議しました。

また「町民参加の議会」の実現に向けては、請願者、陳情者からの意見聴取、住民との懇談会、議会モニター制度、政策サポーター制度を盛り込み、議会と住民との関係構築を進めるよう協議をしました。

これらを踏まえ、9月14日に報告書と合わせ議会基本条例（案）を議長に提出し、本特別委員会の調査研究及び策定作業を終了しました。



特別委員会から議長へ

「隠岐の島町議会基本条例の制定について」を副議長の発議により議会に提案 9月29日

提案理由

この議会基本条例は、議会と町民との連携強化と議会改革を目指すものである。

本文のうち、特筆すべき主な点

本条例は前文、本文（22条）及び附則で構成し、前文では、議会基本条例制定の背景と趣旨を明記した。

【第1条】では基本条例の目的を明確にするとし、議会及び議員の基本的事項を明文化し、まちづくりと住民福祉に寄与する議会の目的を明記した。

【第3条】では議会の活動原則を明記し、住民から信頼される議会運営を目指すことを定めている。

【第4条】では委員会の運営は公正・透明性を心がけ、町民に分かりやすい審査に努めることを定めている。

【第5条】では議決に対する責任を明記し、住民説明の責務を定めている。

【第10条】では議会の有する情報の発信、町民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会と住民とが連携を図ることを定めている。

【第15条】では議会は議員による討論の場であるとの原則から、本会議、委員会での議員の自由討議を中心に行うことを定めている。

【第16条】では議会モニター制度について、**【第17条】**では政策サポーター制度について規定し、住民参加と政策形成、政策立案機能について定めている。

【第20条】では議員定数について、**【第21条】**では議員報酬について規定し、いずれも現状課題や将来展望、町民の意見などを参考にしながら十分考慮するよう定めている。

（発議文より抜粋）

※本条例は令和5年1月1日から施行する。

討論『隠岐の島町議会基本条例』

『隠岐の島町議会基本条例』の制定に対して、7名(反対2名・賛成5名)の議員が、討論を行いました。反対討論は、住民参画による条例制定や全議員での合意形成を、賛成討論では、条例制定による開かれた議会の実現についての内容でした。

反対討論

岡田 智子 議員

町民から必要とされ、信頼される議会を目指すのであれば、この条例案を、まず、住民に直接お知らせする必要があると思う。

なぜならば、この条例内容には、私たち議員の規範だけでなく、議会活性化の推進や議決事項等、住民の理解や協力を得る内容が含まれているからだ。

8月の意見交換会で「条例制定を急ぎすぎている。時期を延ばしたらどうか」と質問をした。しかし、委員会からは、条例の目的に寄与できる内容であること。また、来年の5月には議会体制の変更があり、混乱すること。そして、新年度予算の要求時期までには条例化が必要である、との回答であった。議会基本条例の策定

にあたり、研修会や意見交換会を開催する中で、この条例の意義や、策定することの必要性について、理解をしているが、条例策定のプロセスに、住民が参加していない「一方通行の条例制定」には、納得がいかない。

これまでも申ししているが、条例制定の前に、住民説明会を開催し、広く意見や提案を拝聴しながら、内容の追加・修正を実施することで、町民の意思が反映した条例が完成し、開かれた議会が構築されると思う。

また、中尾修氏を招いた講演会の報告で、委員長は「住民参加」・「情報発信」・「情報共有の重要性」を学んだと言っていたが、この現状に、私は違和感を感じている。

今定例会終了後に、議会内容を報告する予定で、試行的に議会報告会を開催したいと言っていたが、住民への説明を

尽くさず、制定ありきで、のちに説明するので、順序が逆転している。

町民にとって、身近な議会になるためにも、住民参画による内容修正を希望し、反対する。

前田 芳樹 議員

今回の議会基本条例制定案は、全議員による審議が尽くされておらず、問題点も多く、未完成の案であるので、反対する。

議員提出議案は、全会一致が望ましく、全議員での審議が尽くされ、理解をし、大多数の合意形成が必要だが、現段階では、そこまでは至っていない。条例策定特別委員以外の議員は、蚊帳の外に置かれてきた。この段階での発議は、安直で拙速すぎる。「なぜこれほど急ぐのか」と問えば「来年5月に議長選挙があり、人的構成が変わって、混乱が予想されるか

ら、今だ」との返答であったが、全く理由にはならない。重大なことを、およそ半数の議員だけで審議をしている状況は、受容できない。委員会以外の議員へ意見聴取する機会は、3回のみで、意見は取り上げず、疑問点に答え切れていない。なぜ、公正明大に全議員で審議を尽くさないのか。

モニター制度・サポーター制度については、議員は、自治体の最高の意思決定権者であると規定されているのに、外部要員の意見を聞いて決めるとなつては、議会の上に、上部議会を置くようなことにもなり、議員はいったい何なのか、これでは議員は不要ではないか、と自己否定をすることになる。この制度は必要がない。

また、政治倫理・審査の請求については、5人以上の連名で審査請求をするとあるが、外部から要求され、5人が徒党

を組んで、他の議員を攻撃する事態にもなりかねない。「審査請求をしたものは、審査会の一員にはなれない」と明記しておかないと公正性に欠け、不必要な混乱を招く。司法権の無い議会が、議会外での事柄にどこまでも及ぶことはできない。法を超越した定め事には無理がある。諸法に照らして審議をする必要がある。

本町が手本とした、北海道栗山町議会基本条例については、手本にした自治体の大多数が、どこも大同小異で似ている。この問題点を指摘する法学者も現れ「一時の流行は大問題で、安直すぎる」と言っている。全国の町村議会でも、48%はまだ制定していない。ここには大きな要因があるはずだ。

拙速にことを運ばず、全員での審議を深める必要がある。反対する。

賛成討論

牧野 牧子 議員

議会基本条例策定特別委員会が行った、住民アンケートでの住民の意見が全てだと感じる。「議員個人は皆、個々に活動はしていても、議会では何をやっているのか分かりにくい。」こういった意見は、以前、私が議員になるまでに感じていたことである。

今回、議会基本条例策定をすることで、議会活動は公正且つ、透明性を重んじた、開かれた議会であることの表明であり、住民から信託を受けている機関である議会が、住民の声に応え、市政発展に貢献する、住民の方々から信頼される議会になると思われることから、議会基本条例制定に賛成する。

村上 謙武 議員

議会基本条例には、議会と議員が果たすべき使命や責務についての基本的な内容が規定されており、特に町民との関係においては、町民の代表機関である議会が、町民に対して果たすべき内容が記されている。

本町議会にとって、これからの議会運営方針の拠り所となるものであると認識している。

政治倫理の規定に関しては、議員個人の政治信条の自由を制約する規定ではないことは、規定内容を見れば明らかであり、政治倫理規定は、地方議員が、当然に守るべき社会的基本ルールを規定したものであるということが理解できると考える。

また、政治倫理規定は、議員に対する懲罰を目的とした規定ではなく、議会の自立性の尊重と、議員が社会倫

理を順守すべきことを目的としていることも、理解できるものと思っている。

条例案の策定に当たっては、1年3か月の期間をかけ、計34回の委員会を開催し、十分な時間をかけ策定されたものである。

条例策定の過程での共通理解が足りないとか、協議の時間が足りない、あるいは、全議員の考えが反映されていない等の理由で、条例上程に反対することは、議会基本条例策定特別委員会を設置し、その特別委員会において、条例案の策定作業を行うという、議会運営上の基本的な考え方に、いささか逸脱した視点での反対の意思表示ではないか、との思いを持っているところだ。

ことが規定されており、常に条例内容の見直しを前提とした視点で策定された条例であることを認識すれば、条例制定後に、全ての議員の考えや、町民の多様な意見を反映できる可能性が十分あるということも、理解できると考える。

以上のような理由で今定例会での議会基本条例の制定に賛成する。

高宮 陽一 議員

この度の、議会基本条例の制定は、私個人的にも、本町議会にとつても長年の課題であった。

委員長報告にもあったが、昨年6月の定例会以降、住民アンケートを実施するとともに34回の委員会開催、3回の議員全体での意見交換、そして、1年3ヶ月にわたり調査研究をかさね、ようやく成案

が策定されたものである。

議員それぞれの考えがあることは、ごく当たり前のことであり、これを否定するものではないが、少なくとも二元代表制の選挙で選ばれた町長と私たち議員が真に議論を重ね、町執行部と議会が緊張感をもって、地方自治の根幹である住民福祉の向上、並びに町政の発展に寄与するため、共に取り組むことが最も大切であると考え

る。

この度の、議会基本条例は、それらを盛り込んだ最低限の本町議会のルールを定めたものであり、これを契機としてさらに議会改革に取り組む第一歩となるものと信じている。

町民の負託に応えるためには「まず、随（き）より始めよ」ということわざもあるように、我々議会が本条例を制定し、活動を展開する、こ

のことが町民の負託に応えることだと思う。

以上の理由から、議会基本条例の制定に賛成する。

大江 寿 議員

今回の議会基本条例策定の趣旨は「議会の透明化」である。

当初に委員会で発送した「アンケート」で、住民が、我々議会をどう見ているのか、回答結果や自由意見により、ある程度分かっただけではないだろうか。

我々がいま、やらなければならぬこと、そして、これからやっていくべきこと、議員・政治家としての当たり前のことが条例化されず、住民や有権者に伝わっていないことは、これからの時代には通用しないと私は考え、議会基本条例制定に賛成する。

議会基本条例の重要性について、議会は、複数の構成員からなる合議制の機関であり、その中で2つの重要な役割を担っている。

一つは、チェック機能であること。そして、もう一つ重要なのが、意思決定をする機関である。我々町議会は、単なる町民の代表ではなく、町民から権利と責任を与えられ、任されている。その議会が意思決定する場であるならば、町民も参加するべきで、議論をして決定したことを、町民に報告しないといけない。

さらに、町民との対話も必要だ。加えて合議制の機関である以上、意思決定をする過程で、構成員である議員の議論が絶対必要である。

しかし、議会に対する住民アンケートの結果では、議会に対する評価は低く、議会への信頼や

必要性についても厳しい意見が多くあった。住民に必要とされる議会になるための方法として、この度の、議会基本条例は非常に重要であると思う。

次に、条例内容については、議会のチェック機能と意思決定をすることは、とても重要であり、そういった観点から見ても、議決の重さやチェック項目等の明文化や、町民にとって、議会がどういった視点でチェックするのかなどが、理解されやすくなっている。

さらに、意思決定するための住民参加、議員間討議、懇談会などについても定めてられており、議会基本条例の目的にもあるように、町民から信頼され、必要とされる議会に向け、進んでいく内容となっている。

以上のことから、議会基本条例の制定について賛成する。

町民参加の議会となるために

令和4年9月定例会において議会基本条例が制定され、「町民から必要とされる議会」、「信頼される議会」を目指し、多くの取り組みを行っていくこととなりました。

懇談会の実施

町議会は単なる町民の代表でなく、町民から権利と責任を与えられ任されています。その議会が意思決定する場であるならば町民との対話も必要です。議論し決定したことを町民に報告しないといけません。そのための懇談会を実施していきます。

【懇談会の実施について】

- ① 懇談会は広報広聴常任委員会が担当する
- ② 懇談会は班を編成して行う
- ③ 会場設定や周知、資料作成等は議会側で行う

【開催時期】

当初予算及び決算を審議する定例会後で年に2回。

【懇談会の内容】

- ① 議会の活動状況及び審議状況
- ② 懇談及び意見交換



議会モニターの設置

本来、議会運営に関しては議会関係者で議論を行います。どうしても内輪の論理で進みがちとなります。議会モニター制度は、議会への住民参加の議会を進めるため、議会に関する住民の声を把握し、議会運営に反映させていく制度であり。住民意見を参考にしながら議会運営を進めていきます。

また、議会モニターになって頂く方々の募集も今後行う予定です。

【議会モニターの役割】

- ① 議会運営、議会活動に対して要望・意見・提言
- ② 議長が依頼した調査事項の報告

【議会モニターの委嘱】

- ① 公募による者
- ② 各種団体から推薦のあった者



政策サポーターの活用

議会の役割の一つに政策立案があります。町内外から協力者を募り、積極的に政策の立案・提言をするため、必要に応じて政策サポーター制度を活用し、政策立案を行う議会を目指します。

【政策サポーターの役割】

- ① 政策に対して助言・提言
- ② 議会と協働で政策立案に取り組む

【政策サポーターの委嘱】

- ① 公募による者
- ② 議会の推薦する者



町村議会議員研修報告

10月12日松江市「島根県民会館」にて町村議会研修会が開催され、県内133名が参加し、本町からは議員14名・事務局2名が参加した。昨年はコロナ禍によって研修会中止となり、新体制になって初の研修会になった。

前半は講師の総務省統計局統計利用推進研究官・長藤洋明氏から「データの活用による地域の諸課題の解決」について統計の歴史を学び、政治を行う者は統計に精通するべきであり、政策目的を明確にするために効果上がる手段は何か、政策手段と目的の倫理的なつながりを明確にし、裏付けとなるデータ等の根拠を取っていただくなど、データの重要性を認識した。

統計ツールの紹介を聞くなど、データの活用をした地域の諸課題に向けて大変参考になった。

後半は政治アナリスト伊藤惇夫氏からは、「岸田政権の課題と日

本政治の行方」と題して現政権与党に対し厳しい批判もあったが、「これからの若い世代のためにも、衰退を食い止められる政権になるよう期待したい」などの講話であった。



皆様からの請願・要望

件名	提出者	付託委員会	審査結果	理由
請願	隠岐の島町にペット専用の火葬施設を求める請願 代表 村上 規子 紹介議員 牧野牧子・安部大助 大江 寿・藤野定幸 齋藤則子・西尾幸太郎	産業建設常任委員会	採 択	現状に対し支援が必要なため
要望	隠岐の島町農政会議 会長 井川 寛 島根県農業協同組合隠岐地区本部 常務理事本部長 佐々木 賢治	産業建設常任委員会	採 択	現状に対し支援が必要なため
要望	町内事業者の事業継続に向けた支援策の実施について 隠岐の島町商工会 会長 金田 隆徳	産業建設常任委員会	不採択 (一部採択)	継続審査をしていたが大型店出店に関する内容は不採択 事業継続支援策実施は採択とする

ニュー・アイランダーズ（新しい島人たち）

人口減少及び少子高齢化の問題に取り組む中、県外から移住定住をされる U・I ターンの方々はとても大切な存在です。この隠岐の島町で暮らす私たちが見習うべきこともたくさんあるのでは、と考えます。

「島外から見た隠岐」を隠岐高校、隠岐水産高校に留学・進学した生徒たちに話を伺いました。



左から原口さん、石川さん、畦地さん、川瀬さん

隠岐水産高校

- ・千葉県船橋市から
川瀬 いとのさん
- ・愛知県一宮市から
畦地 一二三さん
- ・東京都府中市から
石川 由人さん
- ・広島県東広島市から
原口 友喜さん

隠岐の島町の第一印象は

- ・海がきれいだった。
- ・人の温かさを感じた。
- ・飛行機で上空から見て島は結構広いと思った。
- ・空気がとてもうまい。
- ・初めてきた「新鮮さ」の中に「なつかしさ」を感じた。
- ・早朝散歩中に、生まれて初めて「朝日」を見ることができた。
- ・港がきれいで、自分の思う「島」のイメージとは少し違っていた。

自由時間はどう過ごしていますか

- ・海岸や自然な風景など写真撮影に行く。
- ・海遊び
- ・魚釣り
- ・読書
- ・ゲーム
- ・釣った魚を自分で料理してみる。
- ・散歩や買いもの



隠岐の島町に来る前と現在でイメージや気持ちの変化はありましたか

前 コンビニもなく、住みにくい。電車などの移動手段がない。

いま 自転車があればどこでも行ける。なんとなく時間がゆつくり流れているイメージ。むしろ住みやすい。

「娯楽のない東京」ととらえている。逆に都会では娯楽がありすぎる。



将来の夢は

- ・専攻科に進み、タンカー船に乗りたい。
- ・親からの勧めで、隠岐の島で漁師になるようにいわれている。自分もそうなりたい。
- ・進学し、経営や経済も学びたい。そして隠岐島内の商店に就職したいと思っている。
- ・中学生時代に下関に行ったことから、ここでは専攻科に進み、ゆくゆくは捕鯨船に乗り働くことが夢だ。



隠岐高校

【しまね高2留学】

- ・ 神奈川県横浜市中区から
井川 楓果さん
- ・ 福岡県福岡市から
加藤 喜弥子さん
- ・ 愛知県北名古屋市から
森 咲星さん
- 【しまね留学】
- ・ 埼玉県さいたま市から
齋藤 綾乃さん
- ・ 神奈川県横浜市中区から
川口 隼さん

隠岐の島町の第一印象は

- ・ 自然や緑が多い。
- ・ 写真で見たときは自然を感じたが、来てみたら案外栄えていた。
- ・ 港に行くと「島」を感じた。
- ・ 来る前は不安だったが島の人が丁寧で不安が解消された。

自由時間はどう過ごしていますか

- ・ 島親さんに祭りや野イチゴ狩り、ドライブに連れて行ってもらっている。
- ・ 寮でごろごろしている。(居心地がいい)
- ・ スーパーへ友達と買い物に行ったり、友人の親に海に連れて行ってもらったりしている。
- ・ 神社巡りや山登り。平日は図書館で過ごす。
- ・ 島親さんと畑仕事。



左から川口さん、齋藤さん、森さん、加藤さん、井川さん

しまね高2留学

島根県が実施している高校2年次の1年間を島根の高校で学ぶ国内留学制度。留学先の高校ならではの「魅力的な高校生活」を送れるよう、しまね高2留学生の地域での探究活動とチャレンジをサポートする。隠岐高校の留学生は「島親さん」という民間の受け入れ先で週末を過ごし、本町ならではの様々な体験をしている。

隠岐の島町に来る前と現在でイメージや気持ちの変化はありましたか

前 ・地域のギャップを感じていた。

・小さな島のイメージがあった。

いま ・思ったよりも暮らしやすい、来てよかったと感じている。マイペースを保てて、いい感じで過ごせること、そして島だからこそ人との関わりがあった。

自分たちのやりたいことを伝え、すぐにできる人を紹介してくれて、人脈の広さに驚いた。

島親さんの印象は

その地区にだれが住んでいるなど把握していて、ご近所付き合いの深さに驚いた。

・ 本当の孫のように扱ってくれて、心の広さに驚いた。



島親さんと過ごす週末

将来の夢は

- ・ 大学に進学して、経済を学びたい。
- ・ 漠然と理系に進みたいと思っているが、じっくり将来を考えたい。
- ・ 保育士になりたい。
- ・ 大学で地域のことや人とのつながりについて勉強をしたい。
- ・ 地元にないものを勉強して将来について考えたい。



現状① (魅力)

- ・ 青の世界で味わう非日常感
- ・ まるで空を飛んでるような浮遊感
- ・ ダイビングならではの冒険感
- ・ 様々な生き物との出会い
- ・ 海を通じた仲間との出会い

採 決 の 状 況

賛成多数で可決した議案(定例会)

件 名	岡田	牧野	藤野	齋藤	田中	大江	村上	菊地	西尾	池田賢	安部	前田	石田	高宮	米澤
隠岐の島町議会基本条例の制定	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

第3回 臨時会 全会一致で可決した議案

令和4年度一般会計補正予算(第2号)	令和4年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)
物品購入契約の締結〔西郷歯科診療所医療機器購入〕	訴え提起前の和解について(即決和解1件)

9月 定例会 全会一致で可決・認定・同意した議案

[報告]令和3年度上水道事業会計予算繰越計算書について	令和4年度一般会計補正予算(第3号)
令和4年度国保事業勘定特別会計補正予算(第2号)	令和4年度国保施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第1号)
令和4年度国保施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第1号)	令和4年度国保施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第1号)
令和4年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)	令和4年度訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
令和4年度後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)	令和4年度上水道事業会計補正予算(第1号)
職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
証紙条例の一部を改正する条例	特別会計条例の一部を改正する条例
国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例	地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
クリーンセンター設置及び管理条例を廃止する条例	工事請負契約の締結 〔油井漁港(蔵田地区)ケーソン製作工事〕
工事請負契約の締結 〔3災1900号 町道油井21号線①道路災害復旧工事〕	工事請負契約の締結 〔五箇中学校受電設備更新・特別教室空調整備工事〕
工事請負契約の締結〔中村浄化センター建設工事〕	令和3年度上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(2名)	令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定(12件)

編集後記

『ラーゲリより愛をこめて』という映画が12月に公開されます。主人公山本幡男氏(西ノ島町出身)を、嵐の二宮和也さんが、妻モジミさん(本町五箇出身)を、北川景子さんが演じ、注目を集めています。

原作は、辺見じゅん氏の『収容所(ラーゲリ)から来た遺書』ですが、第二次世界大戦後の過酷なシベリア収容所で、生きる希望を最後まで諦めなかった幡男さんとその仲間たちとの絆、そして、帰りを待ち続けたモジミさんたち家族の感動の実話です。戦争の悲惨さや劣悪さに心痛む場面も多いですが、幡男さんの力強い生き様に深い感銘と、温かい人間愛に「人として大事な心」を学びました。混乱が続く世の中ですが、私も議会活動を通じて、幡男さんやモジミさんのように『未来への希望』を懸命に探求していきたいと思っています。

(文責) 岡田 智子